

令和7年1月29日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会より通知がありました。

本通知は、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料について、令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部で、80万円から80.9万円に基準所得金額が見直され、本年4月1日から施行される通知が発出された旨の連絡です。

詳細は、下記サイトをご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページの URL

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001381907.pdf>

(添付資料)

・ 介護保険最新情報 Vol. 1347

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

(令 7.1.22 老発 0122 第 2 号厚生労働省老健局長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 吉田・松岡
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737